

ニ赤童子仰云、汝ニ學文望ナラバ、一切經ノ御廊ニオワセヨトノ玉、サテ前後ニ男女鬼形ヲ、カリキ、赤童子杖ヲ以テ打拂セツルニ、彼鬼ドモ手ヲ合、フビユト申キ、シカレバヲノレテ、向後此モノニ障ヲ不可成トアリシニ、無是非旨請ヲ申上、悉ク歸ト、タ、チニ見シニ、予伯父ノ坊主教弘阿闍梨モ長病煩ヒ、氣ソノ砌ノ夢ニ、マノアタリ愚ガ所ヨリ異形ノモノ多ク去ト見ルト、其後本復了、

〔鹽尻 四十二〕正徳四年甲午三月霾蒙して日月光なかりしが、四五月の比肥前長崎港疫疾大に流行し、比屋病床に臥し死に至る者七千餘に及びし、六月官に請て報九州四國中國の方も又疫氣一時に行れ是に死する者甚多しと聞ゆ、六七月、難波京師に及び、染疫の家に苦しみ愁ふ、泉南尤甚しく、堺の商家死亡數千人なりし、京にて組を定め人形を作り、夜に入數十人金鼓にて疫を送る事喧びすしく、前代未聞の姿なりし、關東も同じ様にて、我府下中元の前後病に臥し、醫師藥匙をさしをく時なかりし、され共五三日にてやがて本復し、死亡する者は傳へ侍らず、勢江濃三の諸州東都も同じ疫に染ざるはなし、古へにいふ三日疫病とはかゝる類にや、

〔閑窓瑣談 下〕天行病

何物語とやらいふ書正徳享保年間の實錄にて、其時にまゐるせし寫本なり、に、正徳六年の夏熱を煩ふ病人多く、一ヶ月の中に、江武の町々にて死する者八萬餘人に及び、棺をこしらゆる家にても間に合ず、酒の空樽を求めて亡骸を寺院へ葬るに、墓地に埋むる所なければ、宗體に拘らず火葬ならでは不納といふ、依之茶毘所に送り火葬せんとすれば、棺桶の數限りもなく積かさねて、十日二十日の中には火をかける事ならず、其到來の順々に茶毘すれば、日數をはるかに經といふ、こゝにおゐて貧しき者の亡骸は如何ともすべきやうなく、町所の長たる人々も世話行届かで、公廳へ訴へまうせしかば、夫々の御慈悲を賜り、寺院に仰せつけられて、葬がたき亡骸をば、回向の後菰に包みて舟に乗